

公立大学法人長野県立大学が行う出資に係る不要財産の納付の認可に関する評価委員会による書面審議の結果について（報告）

令和元年 7 月 16 日

公立大学法人長野県立大学評価委員会事務局

公立大学法人長野県立大学から申請のあった土地の減資について、早期に審議する必要があったため、書面審議により評価委員会を開催しました。

記

1 審議議案

公立大学法人長野県立大学の土地の減資に関する審議について（令和元年 5 月 16 日通知）

2 書面審議概要

公立大学法人長野県立大学理事長から知事宛に、平成 30 年 4 月 1 日付けで県から公立大学法人長野県立大学へ現物出資をした土地の一部を不要財産として県に納付することについて申請があったため、地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 5 項に基づき、評価委員会の意見を聴取した。

3 審議結果

審議を行った結果、評価委員全員から「異議なし」との回答があり、令和元年（2019 年）5 月 28 日付けで知事に意見書を提出した。（別紙）

4 不要財産の納付（土地の減資）の概要

別紙 2 のとおり

※令和元年 6 月定例会において議案を提出し議決